

農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件

平成14年6月21日農林水産省告示第1182号

最終改正 平成21年1月26日農林水産省告示第84号

農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率は、年1分6厘とする。

附 則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。